

岩手県告示第 11 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護、介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
新岩手農業協同組合	岩手郡滝沢村鶴飼字向新田 7 番地 76	J A 新いわてホームヘルプ ステーション岩手町	岩手郡岩手町大字五日市第 12 地割 60 番地 2	平成 18 年 12 月 5 日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
新岩手農業協同組合	岩手郡滝沢村鶴飼字向新田 7 番地 76	J A 新いわてホームヘルプ ステーション岩手町	岩手郡岩手町大字五日市第 12 地割 60 番地 2	平成 18 年 12 月 5 日

3 介護予防訪問リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人杉の子会	盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号マリオス 11 階	須藤内科クリニック	盛岡市盛岡駅西通二丁目 9 番 1 号	平成 18 年 12 月 6 日